

## 議案第3号

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月27日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

市嘱託医師，市嘱託歯科医師，学校医，学校歯科医及び学校産業医の報酬について，職務の内容及び責任の程度に応じた額に増額するため，本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表（第1条，第5条関係）		
職名	報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員の部から農地利用最適化推進委員の部まで	(略)	(略)
固定資産評価審査委員会委員	日 7,400	(略)
市嘱託医師	<u>〃 21,000</u> 福祉事務所の嘱託医師にあつては月 56,000	(略)
市嘱託歯科医師	<u>日 21,000</u>	(略)
市産業医の部から小中学校適正規模適正配置審議会の部まで	(略)	(略)
学校医	年 266,000 <u>日 21,000</u>	(略)
学校歯科医	年 232,000 <u>日 21,000</u>	(略)
学校薬剤師	(略)	(略)
学校産業医	<u>日 21,000</u>	(略)
通学区域審議会の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名	報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員の部から農地利用最適化推進委員の部まで	(略)	(略)
固定資産評価審査委員会委員	日 7,400	(略)
市嘱託医師	<u>〃 25,000</u> 福祉事務所の嘱託医師にあつては月 56,000	(略)
市嘱託歯科医師	<u>日 25,000</u>	(略)
市産業医の部から小中学校適正規模適正配置審議会の部まで	(略)	(略)
学校医	年 266,000 <u>日 25,000</u>	(略)
学校歯科医	年 232,000 <u>日 25,000</u>	(略)
学校薬剤師	(略)	(略)
学校産業医	<u>日 25,000</u>	(略)
通学区域審議会の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。